

東かがわ市告示第 106 号

東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ審査委員会運営要綱の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 2 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ及び東かがわ市社会課題解決型実証実験審査委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ補助金交付要綱（令和 4 年東かがわ市告示第 88 号）第 11 条第 1 項及び東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱（令和 5 年東かがわ市告示第 105 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ及び東かがわ市社会課題解決型実証実験審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会の各委員は、次の各号に掲げる事項を審査及び評価し、市長に報告する。

- (1) 提案募集期間内に提出された事業計画書等
- (2) プレゼンテーション審査会での提案内容
- (3) 事業の中間・事後評価
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、市長のほか委員 7 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 事業性の評価に知見を有する者
- (2) 地域の実情に精通する者
- (3) 公益重視の事業に知見を有する者
- (4) 行政との連携及び共創に知見を有する者
- (5) その他専門的知見を有する者など市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 審査委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議（オンライン会議を含む。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が運営上必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 3 提案された事業の企画内容の審査及び事業評価は、次条及び第9条並びに公募要領に基づいて行う。

(提案された事業の企画内容の審査)

第8条 委員は、事業計画書等の提出書類及び公開で実施するプレゼンテーション審査会での提案説明により、提案された企画内容の審査を行う。

(事業評価)

第9条 審査委員会は、事業期間中又は事業完了後に開催する報告会において、事業評価を実施する。事業評価では、創出された社会的価値の計測と予測、効果検証のほか、必要な助言等を行う。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に、改正前の東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ審査委員会運営要綱第4条に規定する委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この告示の規定により委嘱される東かがわ市ソーシャルビジネス・チャレンジ及び東かがわ市社会課題解決型実証実験審査委員会の委員とみなす。